

議案第11号

湯河原町林野等火入れに関する条例の一部改正について

湯河原町林野等火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

火入れの中止の条件に林野火災に関する注意報を追加するほか、文言の整理を行うため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町林野等火入れに関する条例の一部を改正する条例

湯河原町林野等火入れに関する条例（平成11年湯河原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表された場合」に改め、同条第2項中「ほか」を「他」に、「認められるとき」を「認められる場合」に、「異常乾燥注意報又は」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表された場合若しくは」に、「発令されたとき」を「発令された場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湯河原町林野等火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(火入れの中止)</p> <p>第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合</u>には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって<u>ほかに</u>延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表された場合</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって<u>他に</u>延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、<u>乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表された場合若しくは火災警報が発令された場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	